



7月10日(日)は参議院議員通常選挙

投票 午前7時～午後8時 開票 午後9時～ 文化センター・小ホール

参議院議員の任期満了(7月25日)に伴い「参議院議員通常選挙」が6月22日(水)に公示され、7月10日(日)に投票が行われます。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。

八幡市で投票ができる人

次の条件をすべて満たしている人が投票できます。

- 1 日本国民
- 2 令和4年3月21日以前に本市に住民登録を行い、投票時に引き続き住民登録のある人
※現在は住民でなくても住民登録期間が3カ月以上あれば投票できる場合があります。
- 3 平成16年7月11日以前に生まれた人

市内転居は投票所に注意

市内で住所変更された場合は、届出日によって投票所が変わります。

今年6月9日までに届出した場合

新住所地の投票所で投票していただきます。

今年6月10日以降に届出した場合

旧住所地の投票所で投票していただきます。

この場合、**投票所入場券**が届かないことがありますので、市選挙管理委員会選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票当日に投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

ください。

転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、本市の選挙人名簿に登録されており、本市で投票することができるとあります。これらの人には「投票所入場券」に代え、投票方法を記載した「投票のお知らせ」のハガキを送付します。

大事な投票、忘れずに!



3月22日以降に転入届を出された人は前住所地で投票

令和4年3月22日以降に本市に転入届を出された人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、前住所地で投票ができます。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶこととなります(比地区の場合は全国同一)。前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きにより投票できませんが、前住所地の選挙人名簿に登録されている必要がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

身体の不自由な人への投票制度

投票のとき、目の不自由な人は「**点字**」による投票ができます。また、候補者の名前を自分で記入できない人は、投票所の係員が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「**代理投票制度**」があります。

秘密は厳守します。投票所の係員にお申し出ください。

郵便により投票ができる人

身体に障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人には、不在者投票の特例として「**郵便に**

「**よる投票制度**」があります。対象者は、本市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け、左表の要件に該当する人または介護保険被

保険者証に要介護5と記載されている人です。

郵便投票を希望する人は、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

▼**郵便等投票証明書の交付を受けていない場合**…随時受け付けていますので、早めに身体障害者手帳か戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれかを持って市選挙管理委員会へ申請してください。

▼**郵便等投票証明書の交付を受けている場合**…市選挙管理委員会から投票用紙請求書を郵送しますので、記入のうえ、7月6日(水)までに郵便等投票証明書を添えて返送してください。代理人による窓口提出も可能です。

★障がいの要件

※表中()は、戦傷病者

障がいの部位など	等級
①両下肢・体幹	1級・2級 (特別項症～第2項症)
②移動機能	1級・2級
③心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	1級・3級 (特別項症～第3項症) ※肝臓は1級～3級
④免疫	1級～3級
⑤上記の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が上記の障がいと同程度と認めた場合	

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983-5635